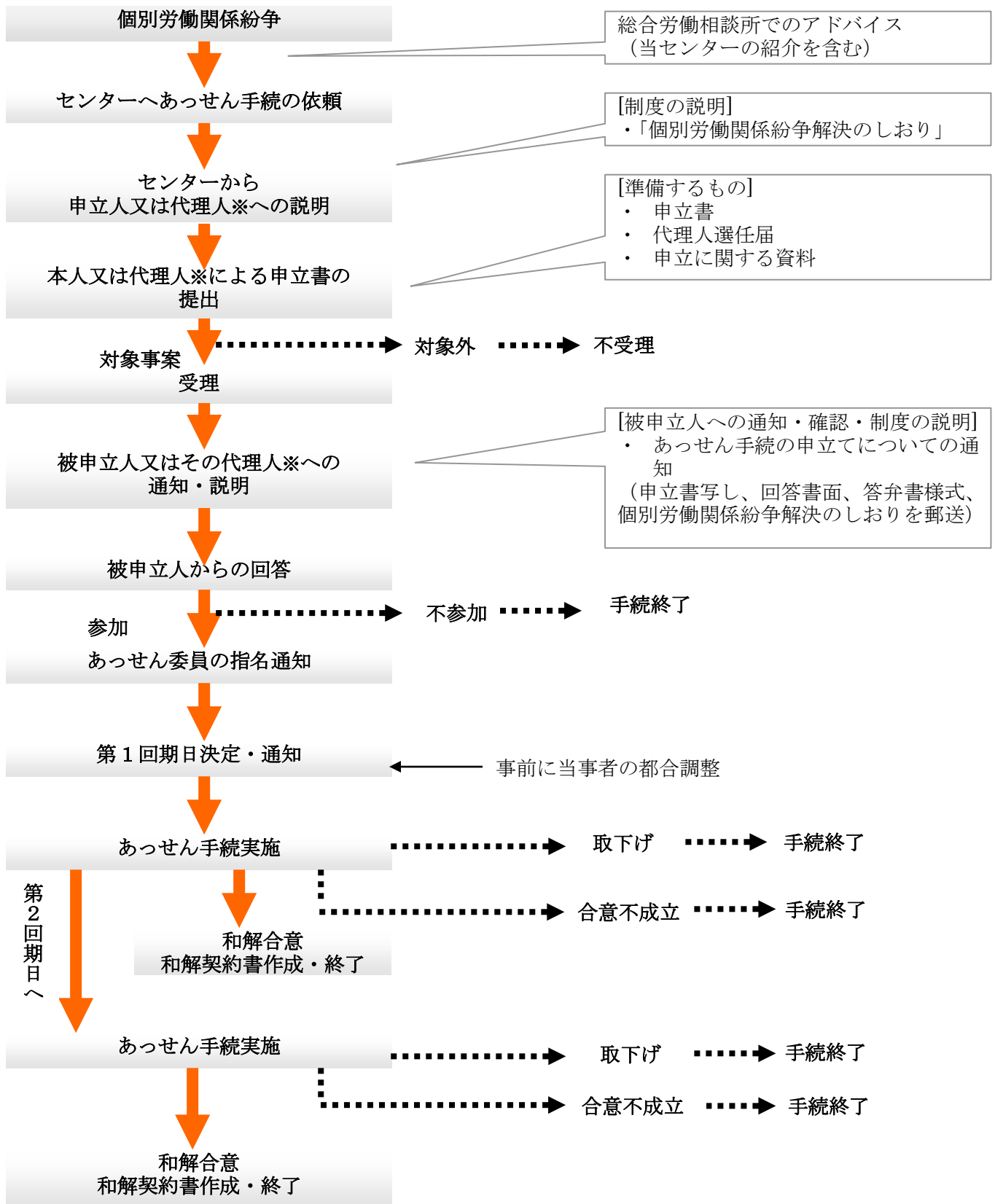


社労士会労働紛争解決センター秋田におけるあっせん手続の概要図



※代理人への依頼、

申し立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために**特定社会保険労務士**（注）や弁護士に代理人を依頼することもできます。

（注）紛争の目的価格が120万円を超える場合には、弁護士と共同して代理人となる必要があります。